桑名市複合化施設（仮称）オフィス環境整備業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、桑名市（以下「当市」という。）が実施する「桑名市複合化施設（仮称）オフィス環境整備業務」（以下「本業務」という。）の受託者選定に係る公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

本事業は、現在の桑名市消防署に行政機能及び民間団体等を複合化し、令和９年度（令和９年７月５日予定）供用開始を目指す複合化施設整備の一環として実施する。

これらの一連の空間・インフラ整備にあたっては、単なる什器等の調達や物理的移転にとどまらず、クラウドPBXの導入やライフサイクルコスト（LCC）の最適化を含めた高度な空間利用ノウハウと柔軟な企画力・技術力が必要である。公募型プロポーザル方式により、最も適格と認められる提案を選定し、働き方改革を推進することで、勤務環境の改善を通じた業務の効率化及び生産性の向上を目的とする。

２．業務の概要

（１）業務名称

桑名市複合化施設（仮称）オフィス環境整備業務

（２）業務の内容

別に定める「要求水準書」のとおり。

（３）履行場所・期間

・履行場所：桑名市大字江場７番地（桑名市消防署１階～３階）及び各移転元施設

※移転元施設については、別紙要求水準書を参照

・履行期間：契約締結の日から令和９年７月16日まで。

ただし、クラウドPBXの運用・保守等の契約（端末のレンタル・リース、ライセンス利用等）については、応募者が提案する期間（60か月以内）に基づき、令和９年７月１日から随意契約による長期継続契約等を本業務の受注者と締結予定。

（４）提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

66,000,000円以内

なお、消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、当市との協議により対応を決定する。

※見積書（様式６）には、「１　初期整備費用（イニシャル費用)」のほか、「２　月額利用料（単月分／通話料等を除く)」を記入すること。なお、提案上限額（66,000,000 円以内）は「１　初期整備費用」に適用する。

３．参加形態

（１）本業務に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、単独の事業者とする。複数の事業者により構成される共同事業体（グループ・コンソーシアム等）による応募は認めない。

（２）本業務の円滑な履行に必要な範囲において、業務の一部を第三者に再委託し、又は協力会社等へ委託（以下「再委託等」という。）することは妨げない。ただし、本業務の一括再委託は禁止とする。

（３）再委託等を予定している場合は、企画提案書（実施体制図）において、再委託先等の名称（会社名)、所在地、委託する業務の範囲及び管理体制等を明記すること。

４．参加資格要件

応募者は次に掲げる条件を全て満たす者であること。

ア　桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者（登録申請中の者も含む）であること。ただし、公募型プロポーザル方式により契約相手先候補者となった時点で速やかに名簿登録できる者については、この限りでない。

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、申立てをした者であっても更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定を受けた者を除く。

エ　会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は特別清算開始の申立てをしていない者、若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、破産手続開始の申立てをした者であっても、復権した者又は復権の決定を受けた者を除く。

オ　手形交換所により取引停止処分を受けるなど、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

カ　国税及び地方税を滞納していない者であること。

キ　桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 11 月 16 日告示第 206 号）の別表第１に該当しない者であること。

ク　桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成 18 年桑名市告示第 159 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

ケ　事業者の選定に係る審査のために委嘱された選定委員会委員と、資本面又は人事面において関連のない者であること。

コ　情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格である ISO/IEC 27001（JIS Q27001）の認証を取得しており、本業務を実施する部門又は事業所が認証範囲に含まれていること。

５．実施スケジュール

実施内容	実施時期
公募要領の交付開始	令和８年 11 月 2 日（月）
質問受付期間	令和８年 11 月 2 日（月）～11 月 9 日（月）
質問回答日	令和８年 11 月 16 日（月）（予定）
参加申込書等受付期間	令和８年 11 月 2 日（月）～11 月 20 日（金）
参加資格確認結果の通知	令和８年 11 月 24 日（火）（予定）
提案書等受付、現地調査及び現課ヒアリング期間	令和８年 11 月 24 日（火）～12 月 25 日（金）
審査実施日	令和９年１月 19 日（火）
契約相手先候補者の決定	令和９年１月 22 日（金）（予定）
現地調査及び関係部署詳細協議期間	令和９年１月 22 日（金）～２月 10 日（水）
契約締結日	令和９年２月 10 日（水）頃（予定）

表中に時間の定めがない場合は、午前９時から午後４時 30 分まで（期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）に行うものとする。

※上記選定日程は予定であり、変更する場合がある

６．応募手続き・提出書類

６－１参加申込書の提出

（１）提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、市ホームページからダウンロードが可能であり、参加申込書の提出に必要とする書類の一切については押印不要とする。

提出書類	様式等
ア　参加申込書	様式２（押印不要）
イ　誓約書	様式３（押印不要） 本プロポーザルへの参加資格要件及び暴力団排除等に関する誓約。
ウ　ISMS 認証登録証（登録証明書）	コピー可 認証範囲（適用範囲）が確認できる付属書（登録証別紙・登録範囲詳細等）を含む。
エ　登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	コピー可 入札参加資格者名簿に未登録の者は、エ～クに掲げる書類（申請日において、発行日より３か月以内のものとする。）も併せて提出すること。 なお、納税証明書（市税）については、桑名市内に事業所（本社、支店、営業所等）を有する場合のみ提出すること。 ※納税証明書については、申請日時点で、直近年または最新年度のものとする。
オ　印鑑（登録）証明書	
カ　納税証明書「その３の３」（国税）	
キ　納税証明書（県税）	
ク　納税証明書（市税）	

（２）提出方法

①　提出期間

令和８年 11 月 20 日（金）午後４時 30 分【必着】

②　提出先

以下の参加申込書提出フォームから提出すること。なお、以下の容量を超過する場合はメールや大容量ファイル転送サービス等での提出も可とする。その場合は、電話により到達確認を行うこと。※「14.問合せ先」を参照。

【URL】https://logoform.jp/form/XAEm/1820430

添付資料の容量は１件につき 10MB まで、最大 10 件の 100MB まで添付可。

6－２企画提案書の提出

（１）提出書類

本業務への応募者は次に掲げる書類で構成される企画提案書一式を下記のアからエの順に並べて提案書を提出すること。また、提出は社名等全て記載した正本１部、社名や所在地等参加者が特定でき

る情報が記載されていない副本１部とし、正本副本ともに原則 PDF 形式で作成し、提案内容を具体的に記載したうえ、提出すること。

また、提案書の提出に必要とする書類の一切については押印不要とする。

提出書類	様式等
ア　提案書提出届	様式４（押印不要）
イ　提案の概要	様式５
ウ　企画提案書	様式自由 ※イ、ウをＡ４サイズ 50 ページ以内にまとめること。Ａ３サイズを使用する場合は２ページ分と換算する。 ※ページ番号を付すこと。 ※片面使用とし文字サイズ 11 ポイント以上とすること。
エ　見積書	様式６ 見積内訳書（様式自由）を添付すること。

（２）提出方法

①　提出期間

令和８年 12 月 25 日（金）午後４時 30 分まで

②　提出先

以下の提案書等提出フォームから提出すること。なお、以下の容量を超過する場合はメールや大容量ファイル転送サービス等での提出も可とする。その場合は、電話により到達確認を行うこと。※「14.問合せ先」を参照。

【URL】https://logoform.jp/form/XAEm/1837447

添付資料の容量は１件につき 10MB まで、最大 10 件の 100MB まで添付可。

（３）提案書作成方法

企画提案は、要求水準書や審査基準の内容を踏まえ、以下の内容を示すこと。

ア　提案書提出届（様式４）

必要事項を記載すること。(押印不要)

イ　提案の概要（様式５）

提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。

ウ　企画提案書　（様式自由）

必要事項を記載すること。また、業務の一部を第三者に再委託・協力会社等に委託する場合は、企画提案書内の「実施体制図」にその役割分担及び履行体制を明記すること。

エ　見積書（様式６）

・見積書には見積内訳書（様式自由）を添付すること。

・見積書及び見積内訳書（様式自由）の金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。

・見積書は企画提案書とは別に PDF データで提出すること。

７．質問、回答及び説明会

（１）質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、以下のとおり受け付ける。

（２）質問及び回答の方法

①　質問期間

令和８年 11 月２日（月）午前９時～11 月９日（月）午後４時 30 分まで

②　質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和８年 11 月 16 日（月）までに質問者へは電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、回答書に記載した内容は、実施要領等を補完するものと位置付ける。

※質問者の名称は非公表とする。

※要求水準書の補足等が掲載されることもあるため、質問及び回答については、参加申込書等の提出前に必ず確認すること。

③　提出先

以下の質問書提出フォームから提出すること。

【URL】https://logoform.jp/form/XAEm/1837514

添付資料の容量は１件につき 10MB まで、最大 10 件の 100MB まで添付可。

（３）説明会の実施

本事業に係る説明会は開催しない。

８．参加資格の審査及び結果通知

提出された参加表明書類を基に、「４．参加資格要件」を満たしているか審査し、その結果を電子メールにて令和８年 11 月 24 日（火）までに通知する。参加資格を認められなかった者は、以降、本プロポーザルに参加できない。

９．選定方法

（１）選定委員会の設置

本事業を実施する実施事業者を選定するため、桑名市プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（２）選定委員会の構成

選定委員会は５名の委員による構成とする。

（３）選定委員会の開催日

令和９年１月 19 日（火）

※開催方法等の詳細については、参加資格確認結果の通知に記載する。

※応募状況により、上記以外の日程で審査会を開催する場合がある。

（４）開催場所

桑名市役所　（参加資格を認められた者へ別途通知する。）

（５）プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア　１者につき、55 分（準備時間５分、プレゼンテーション 30 分、ヒアリング 20 分）とする。プレゼンテーションは副本を使用し、社名は非公表で発表とする。なお、本業務の責任者は必ず出席すること。説明者は本業務に主に携わる予定の担当者とすること。

イ　プレゼンテーションは、提出された企画提出書類のみを使用すること。プレゼンテーションは、「６－２企画提案書の提出」ア～エの書類を事務局より審査員に事前配付する。プレゼンテーション当日、審査員は配付された提案書を基に審査するので、提出した資料以外は使用しないこと。

ウ　プレゼンテーション時に使用するモニター、HDMI コードは当市で準備する。

エ　プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、企画提案書類の受付順とする。実施時間等については後日メールで通知する。

オ　プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開で実施する。また、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

カ　書類審査は、プレゼンテーション及びヒアリング審査時に行うこととする。

（６）選定手続

ア　別表１「評価基準」に基づいて選定委員が採点を行い、各選定委員の採点の合計で契約相手先

候補者評価順位を決定する。

（各委員 200 点、合計 1,000 点）

イ　提案内容の評価（別表１「評価基準」　評価項目１～10／計 140 点満点）の獲得点数が６割（各委員の採点の平均が 84 点）に満たない場合は、本業務選定の対象外とする。

ウ　第１順位の合計点が同点の場合は、出席委員との協議により第１順位を決定する。

エ　参加者が１者のみの場合であっても、上記のとおり選定委員会で審査を行い、最低基準点を満たした場合に限り、契約相手先候補者として選定する。

オ　最低基準点を満たし、失格に該当しない者のうち評価順位第２位の者を次点候補者とする。

カ　別表１「評価基準」評価項目は、各選定委員がＡ～Ｅの５段階（Ａ：配点の 100%、Ｂ：80%、Ｃ：60%、Ｄ：30%、Ｅ：0%）で評価する。

キ　別表１「評価基準」評価項目において、Ｅ評価（要求水準を満たしていない、又は必須事項の記載がない）とした場合は、失格とする。

10. 選定結果の通知及び公表

選定結果の通知・公表

契約相手先候補者の決定後、全ての参加事業者に選定委員会における審査結果及び選定結果を通知の上、市ホームページで公表する。

なお、審査結果及び選定結果に対する質問は、一切受け付けない。

11. 参加資格の喪失等

次の要件に一つでも該当する場合は、失格となる。

（１）提出書類に関して次のいずれかに該当する場合。

ア　提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。

イ　指定する様式及び記載上の留意事項等に示す条件に適合しない場合。

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

エ　虚偽の内容が記載されている場合。

オ　見積書の「１　初期整備費用」が提案上限額を超えている場合。

（２）契約内容の協議に応じなかった場合。

（３）この要領に定める手続き以外の手法により、委員又は関係者に対して援助を直接又は間接に求めた場合。

（４）提案に際して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為をした場合。

（５）「４．参加資格要件」に定める資格を失った場合。

（６）契約相手先候補者の都合により、契約内容について提案内容から著しい変更が必要となった場合。

（７）９（６）キの規定により、提案内容が要求水準を満たしていないと判断された場合。

（８）その他不正な行為があった場合。

12. 契約に関する事項

（１）現地調査及び関係部署詳細協議

ア　提案内容、現地調査及び関係部署詳細協議の結果等を踏まえ、当市と事業内容について協議を行い、契約内容についての調整に応じること。また、現地調査及び関係部署詳細協議後に、調査結果の内容と公募時の提供資料の内容に留意すべき違いがあった場合は、当市と協議を行うこと。

（２）契約締結に向けた詳細協議

当市は、契約相手先候補者の決定後、本契約締結に向けた詳細協議を行うものとする。

（３）契約の締結

ア　契約内容について当市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に基づく随意契約により、当該契約を締結する。

なお、当市と契約相手先候補者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点候補者と協議を行うものとする。

イ　当該契約は、提案書及び契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、受注者が遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

ウ　契約金額は見積書の「１初期整備費用」の提案額を上限とする。上限を超える場合は、協議の上、提案上限額の範囲内で決定する。

（４）事業実施におけるリスク分担

当市と事業者の責任分担は、原則として別表２「予測されるリスクと責任分担」によることとする。なお、別表２に該当しない事項が発生した場合は、別途協議を行うものとする。

13. 留意事項・その他

（１）本要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。

（２）本プロポーザルに要する経費は、全て応募者の負担とする。

（３）提出書類等の作成に用いる用語、通貨、時間及び単位の表記は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定める単位とする。

（４）原則として提出書類は返却しない。また、当市は本事業以外の目的で提出書類を使用しない。

（５）提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし契約相手先候補者として選定された応募者の企画提案書類については、事業（業務）の目的を達成するために必要な場合に限り、市は無償で使用することができる。

（６）提出された書類に対して情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、応募者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるものについては、この限りでない。

なお、本件事業者の選定前において、当該選定に影響が出る恐れがある情報は、選定後の開示とする。

（７）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

（８）当市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

（９）応募者は１つの提案しか行うことができない。

(10) 提出された提案書等は差し替え及び再提出することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りでない。

14. 問合せ先

〒511-8601

三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

桑名市役所　グリーン資産創造課

電　話　0594-24-1229（直通）

ＦＡＸ　0594-24-6312

電子メール　greenm@city.kuwana.lg.jp